

令和8年度ユニバーサルツーリズム推進事業 委託業務仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う令和8年度ユニバーサルツーリズム推進事業委託業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度ユニバーサルツーリズム推進事業委託業務

2 事業の目的

長野県では、自然豊かな信州のフィールド(山岳高原観光地)を、年齢や障がいの有無に関わらず誰でも安心して楽しんでいただく「信州ユニバーサルツーリズム」を推進している。

本事業では、「信州ユニバーサルツーリズム」の取組を県内外に発信することで、県内誘客を図るとともに、県内の取組を更に推進することを目的にセミナー開催及び広報PRを実施する。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則（昭和39年長野県規則第8号）及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

4 委託期間

契約日から令和9年（2027年）3月19日まで

5 業務内容

(1) ユニバーサルツーリズムセミナー（仮称）（以下、「セミナー」という。）開催

○ 開催趣旨

中央日本四県サミット（新潟・山梨・静岡・長野）の連携取組として、四県で推進するユニバーサルツーリズムの取組を紹介するとともに、専門家による講演やパネルディスカッション等を実施する。

○ 日時

令和8年10月22日(木) 13:00～17:00(予定)

○ 会場

下諏訪総合文化センター小ホール(予定)

○ 想定参加者数

現地参加者50名程度、オンライン参加50名程度

市町村（観光・福祉部局）、観光関係者（観光協会、旅館ホテル組合、索道協会、旅行会社、観光事業者、宿泊事業者等）、交通関係者、福祉関係者（社会福祉協議会、障がい者団体、福

社事業者等)、教育関係者(市町村教育委員会、特別支援学校等)、中央日本四県サミット関係者、地域住民として誰でも楽しめる観光地づくりに貢献したい方

○ 次第案

・主催者挨拶、長野県事業紹介(10分)

・全体講演(60分)

(講演1)「ユニバーサルツーリズムの可能性について」(30分程度)

(講演2)「ユニバーサルツーリズムに必要な視点」(30分程度)

・4県の取組紹介(60分)

(長野県)事業者からの取組紹介(30分)

(新潟県)事業者からの取組紹介(10分)

(山梨県)事業者からの取組紹介(10分)

(静岡県)事業者からの取組紹介(10分)

・パネルディスカッション(60分)

(出演) 洲山氏、長野県3者、新潟県・山梨県・静岡県各1者

(テーマ)ユニバーサルツーリズムに取り組むうえで重要なこと、課題、今後の展開、4県連携の可能性

・機器体験(30分程度)

○ 障がいのある方も参加できるように、アクセシビリティに配慮すること(車いす動線確保、配信における音声読み上げ対応等)

【セミナー開催に向けた企画・調整・募集・受付】

ア 会場、WEB配信用機材手配

イ セミナーの告知チラシ(原稿)の作成(データ納品とし、印刷は不要とする)

ウ 参加者募集及びセミナー周知(メディア向け広報等)

エ 参加者申込受付(参加募集用HP等の作成を含む)

オ 参加者との連絡・調整

【セミナーの開催、運営】

カ セミナー当日の運営業務全般(オンライン配信を含む)

キ 会場使用料、当日の資料等セミナーの開催に要する経費の支払

ク セミナー当日の写真・アーカイブ動画撮影及び配信(HP用の編集作業含む)

ケ 参加者へのアンケートの作成、実施、回収、とりまとめ

※ 講師選定及び講師旅費、宿泊費、謝金に要する経費の支払いは委託者にて実施

(2)「信州ユニバーサルツーリズム」広報PR

ア 「信州ユニバーサルツーリズム」県内取組地域を紹介するための動画作成

○ コンセプト

長野県への誘客に向け、以下の点を視聴者に訴える動画とすること。

・長野県に行く理由づけとなり、観光行動を促すものとすること。

・ユニバーサルツーリズム推進機器等の活用により、県内の自然を誰でも楽しむことができるということが伝わること。

・障がいのある方の視点も動画に取り入れ、県内観光地がユニバーサルツーリズム推進の

きっかけや参考になる内容であること。

○ 動画時間、本数、内容

- ・ロング版1本（3～5分程度／県内取組3地域程度を紹介するとともに、他取組地域にも軽く触れ、県内取組地域を総括的に紹介するもの）
- ・ショート版3本程度（15～60秒／ロング版で取り上げた3地域程度を紹介するもの）
- ・動画で取り上げる地域は、県が県内取組地域から公募し、委託事業者と協議の上決定することを想定。
- ・動画は以下のホームページに掲載するとともに、セミナーで放映することを想定。（県内取組地域の情報も、以下のホームページを参照すること。）

<https://www.go-nagano.net/universaltourism>

○ 仕様

- ・HD以上での撮影及び納品
- ・音声あり、必要に応じてBGMを挿入

○ 撮影

- ・撮影にあたっては、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する法人・個人についての撮影許諾などは受託者の責任で行うこと。
- ・被写体となる施設への撮影の申し入れ、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（交通費、施設入場料等）はすべて委託料に含まれること

○ 編集

- ・動画には必要に応じて、テロップやBGM等を入れ編集すること。
- ・BGMを使用する際にはオリジナル音楽または自由に使用可能な音源を使用すること。

○ 障がいのある方も等しく情報を取得できるよう、アクセシビリティに配慮すること。

(3) その他

- ア 「信州ユニバーサルツーリズム」認知度向上に資する事業者の提案によるもの
- イ 下記6による事業実施計画書、実績報告書を提出

6 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、実施スケジュール等を記載した実施計画書及び実施体制表（いずれも様式任意）を委託者に提出すること。

なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめ委託者と協議すること。

(2) 進捗の報告

事業の進捗について、委託者に適宜報告をすること。

(3) 実績報告書

業務完了時に契約書に定める実績報告書（様式第1号）を作成し、下記7の成果品を添えて、委託者に報告すること。

7 成果品

上記6（3）に定める成果品は以下のとおりとし、印刷物及び電子データにより提出すること。

（1）セミナーに係る以下の事項

- ・業務の実施内容、実績が確認できる報告書
- ・参加者の募集に用いた資料（告知チラシ等）
- ・セミナー資料
- ・参加者の属性を含む名簿（氏名、性別、年代、業種、所属、所属所在地等）
- ・セミナー当日の写真・アーカイブ動画
- ・参加者へのアンケート結果
- ・その他セミナーの実施の様子がわかる資料
- ・本業務における課題、改善事項

（2）広報PR

- ・動画DVD及びブルーレイ（複製可能な形で各6部提出）
- ・動画データ（MP4）

（3）その他

「信州ユニバーサルツーリズム」を進める上での課題や必要な施策に係る提案

8 完了検査

- （1）受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- （2）受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 対象経費

- （1）対象とならない経費は以下のとおりとする。

- ア 機械・機器等の購入経費
- イ 土地・建物を取得するための経費
- ウ 施設や設備を設置または改修するための経費
- エ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- オ その他、事業との関連が認められない経費

- （2）この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

10 著作権等の取扱い

- （1）本業務により新たに生じた著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- （2）委託者は、本業務により作成された成果物について、受託者に事前の承諾を得ることなく第三者に提供し、複製、公衆送信、配布、翻案等の必要な利用を行うことができるものとする。なお、当該利用に支障が生じないよう、受託者は、成果物に含まれる第三者の著作物等について、必要な権利処理を行うものとする。
- （3）受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識及び技術に関する権利（以下「権利

留保物」)は受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

- (4) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等にかかわる一切の手続きを行うこととする。

11 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と講義すること。
- (4) 業務に関する協議、打ち合わせ等は、委託者が必要とした場合に随時行うものとする。また、協議、打合せ等に当たっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。